

滋賀県ちいさな企業情報発信・魅力発信事業（啓発物の制作）委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、滋賀県ちいさな企業情報発信・魅力発信事業（啓発物の制作）の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

1 業務の概要

(1) 事業名

滋賀県ちいさな企業情報発信・魅力発信事業（啓発物の制作）

(2) 事業目的および事業内容

別添、業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日（水）まで

2 予定価格

440,000円（消費税および地方消費税の合計10%を含む）

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】 大分類：「役務」中分類：「情報処理」または「デザイン」

【地域ブロック】 県内事業者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行ってください。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがありますので、御留意ください。

・物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 TEL:077-528-4314

4 説明会の開催

本公募型プロポーザルに関しては、説明会は開催しない。

5 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 受付期限

令和8年5月14日（木）17時まで

(2) 質問方法

別添(様式1)の「質問票」により、電子メールまたはFAXにて受け付ける。

※標題に「【ちいさな企業情報発信質問(啓発物の制作):事業者名〇〇〇】」と記載すること。

電話または口頭による質問は受け付けない。

質問票を送付した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問受付窓口

「12 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。

(4) 質問に対する回答方法

期間中に提出された全ての質問を取りまとめて、令和8年5月18日(月)17時までに滋賀県ホームページに掲載する。(滋賀県 > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 企業活性) <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/>

6 提出書類

本公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(5)の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書

別添(様式2)により1部提出すること。

(2) 見積書

ア 体裁および部数

体裁:A4 縦仕様(枚数は制限しない。)

部数:4部(正本1部、写し3部)

イ 作成上の留意事項

・見積書には、別添委託仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

・消費税および地方消費税を含めること。(税額を明示すること。)

(3) 類似事業実施概要がわかる書類

過去に、当該委託事業に類似する事業を実施したことがある場合は、事業実施の概要がわかる書類を4部提出すること。

(4) 企画提案書

「7 企画提案書の内容」を踏まえて4部提出すること。

(5) その他添付書類(該当する場合) 全て1部ずつ

(ア)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し

(イ)次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

(ウ)高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

(エ)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

- (オ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- (カ) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- (キ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- (ク) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- (ケ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- (コ) 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し
 - ア 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

7 企画提案書の内容

- (1) 形式は、A 4 サイズとする。
- (2) 提出部数は、4 部とする。
- (3) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
- (4) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、「滋賀県ちいさな企業情報発信・魅力発信事業委託仕様書」の内容に十分留意すること。

※ 企画提案書には申請者が特定できる名称やロゴマーク等を記載しないこと。

	項目	視点
ア	企画内容	・啓発物を用いた周知・宣伝方法の提案
イ	業務実施体制およびスケジュール	・事業を実施する上での実施体制（従事人数や役職等） ・事業実施スケジュール
ウ	概算価格	・業務着手から報告書提出まですべてに要する経費とその内訳金額を明記すること。（消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。）
エ	その他	・本業務の効果を高めるために、提案者の独自の工夫や取組についての提案がある場合は簡潔に明記すること。 ・過去に類似の取り組みがある場合は記載すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月20日(水) 17時(必着)

(2) 提出先

「12 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。

(3) 提出方法

「12 提出先・問い合わせ先」に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送

※持参の場合は、土・日曜日、および祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、企画提案書等を郵送した旨を電話で連絡すること。

9 審査

(1) 審査方法

企画提案書等をもとに、当課が設置する審査会による書面審査を経て、契約予定者を選定する。※プレゼンテーション審査は実施しない。

ア 審査会

当課および関係課の3名の委員をもって設置する。提出された企画提案書等を、次の評価項目により総合的に審査する。

イ 日時および場所

日時：令和8年5月21日(木) 場所：滋賀県庁東館3階 中小企業支援課

ウ 評価項目および評価点

以下の表の項目について絶対評価で点数を付ける。また、社会政策推進に配慮した入札等実施要領第2の1に掲げる次の各号に該当する場合は、項目ごとにそれぞれ1点ずつを各委員の審査点数に加算する。

項目	審査の視点	評価点
整合性	① 企画内容が、県の意図する目的に合致しているか	20
企画内容	② 啓発物について、訴求力・表現力が優れているか	15
	③ ちいさな企業の魅力を伝えられる提案がされているか	15
	④ 事業効果を高めるため、独自性のある提案があるか	15
実現可能性	⑤ 業務執行体制は適正であるか	7
	⑥ 全体のスケジュールが無理のない具体的な内容か	7
	⑦ 類似事業の取組実績があるか	5
価格妥当性	⑧ 経費の削減に配慮されているなど、価格が妥当な内容かどうか <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の 80%未満 …10 点 ・ 予定価格の 80%以上 85%未満 … 8 点 ・ 予定価格の 85%以上 90%未満 … 6 点 ・ 予定価格の 90%以上 95%未満 … 4 点 ・ 予定価格の 95%以上 … 1 点 	10
県内事業者 推進	⑨ 滋賀県内に本店または本社を置く事業者や団体であるか	1
社会政策面 での事業者 の取り組み	⑩ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または、次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑪ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
	⑫ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか (1) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか (2) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑬ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑭ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか (1) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証を受けているか (2) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録を受けているか	1

	(3) 特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録を受けているか (4) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証を受けているか	
合計		1 0 0

(2) 契約予定者の決定

上記審査会において、予定価格の制限の範囲内において、総合点が最も高かったものを契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、当課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続きを行う場合がある。

(3) 審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

1 0 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

1 1 その他

- (1) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) この公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者の負担とする。
- (4) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や滋賀県の財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。
- (5) 採用した場合でも、過程において協議の上、その内容を変更することがある。

1 2 提出先・問い合わせ先

滋賀県商工労働部中小企業支援課 活性化推進係（担当：春日・今野）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3733 / FAX:077-528-4871 / メールアドレス: fb00@pref.shiga.lg.jp

(様式1)

滋賀県ちいさな企業情報発信・魅力発信事業（啓発物の制作）委託に係る質問票

令和8年（2026年） 月 日

(宛先)

滋賀県商工労働部中小企業支援課
活性化推進係 あて

所 属	
役職名・氏名	
連 絡 先	TEL :
	FAX :
	メールアドレス :

* 箇条書きで簡潔に記載すること。

* 締切日時：令和8年5月14日（木）17時まで

メールアドレス：fb00@pref.shiga.lg.jp FAX番号：077-528-4871

* 質問票を送信後に、その旨を電話で御連絡ください。

TEL番号：077-528-3733

(様式2)

滋賀県ちいさな企業情報発信・魅力発信事業（啓発物の制作）委託
公募型プロポーザル応募申込書

令和8年（2026年） 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 あて

所在地

事業所名

代表者名



滋賀県ちいさな企業情報発信・魅力発信事業（啓発物の制作）委託に係る公募型プロポーザルについて下記の書類等を提出します。

また、下記の者を連絡調整者として設置します。

記

- ①企画提案書
- ②見積書
- ③その他添付書類等

連絡調整者

所 属	
役職名・氏名	
連絡先	TEL :
	FAX :
	メールアドレス :

※締切：令和8年5月20日(水)17時(必着)